

綱 紀 保 持 に つ い て ～ 自 分 自 身 を 守 る た め に ～

会員は、税理士法は勿論、関連する法令、会則、規則等を遵守し、税理士としての品位を保持しつつ業務を執行すべきことは言うまでもありません。

しかし、税理士の品位保持に関する関係法令等は広範囲にわたり、また相互に関係するものですので、これを看過したり、解釈を誤ったりして処分の対象となる例が後をたちません。

そこで、税理士及び税理士法人として遵守すべき基本的な紀律事項について以下に簡単にまとめましたので、参考としてください。

また、税理士の社会的使命を果たすべく、税理士法関連法令に限らず、諸法令を遵守されるようお願いします。

(注) 法―税理士法、省令―税理士法施行規則、基本通達―税理士法基本通達、連合会会則―日本税理士会連合会会則、会則―東京税理士会会則、規則―綱紀規則、会費滞納懲戒規則―会費を滞納する会員の処分及び懲戒手続等に関する規則、細則―会員の業務の広告に関する細則

I 税理士の使命と倫理

1. 使命 (法第 1 条・第 48 条の 16、会則第 37 条・第 38 条、規則第 3 条)

第 1 条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

会員は、法第 1 条に規定する税理士の使命の重要性を認識し、その使命のもと職責を果たすため、常に教養の保持と品性の陶冶に努め、税理士の業務に関連する法令と実務に精通しなければなりません。

2. 脱税相談等の禁止 (法第 36 条・第 45 条・第 48 条の 16・第 58 条、規則第 19 条、基本通達 45-1・45-2 ほか)

会員は、不正に租税の賦課徴収を免れ、又は還付を受けることについて指示したり、相談に応じたり、その他これらに類する行為は絶対に行ってはなりません。

なお、会員が相当の注意を怠り、使用人等が行うこれらの行為を防げなかった場合、会員自身が処分を受けることになります。

3. 法令会則等の遵守義務 (法第 39 条・第 48 条の 16、連合会会則第 60 条、会則第 40 条)

会員は、税理士に関する法令、連合会の会則並びに本会の会則及び規則を誠実に遵守しなければなりません。

4. 非税理士との提携の禁止 (法第 37 条の 2・第 48 条の 16・第 52 条・第 53 条第 1 項・同条第 2 項、第 59 条第 1 項・第 63 条、連合会会則第 61 条、会則第 44 条、規則第 23 条・第 24 条)

会員は、直接間接又は有償無償を問わず、法に違反して税理士業務を行っていると思われる非税理士等と次の関係を結んではなりません。

- ① 税理士の業務を行うための事務所を共同使用し又は賃貸借すること。
- ② 業務上のあつ旋を受け又は紹介すること。
- ③ 実質上の使用人となり又は雇用すること。
- ④ 業務を代理し、又は業務に関与すること。
- ⑤ 業務上の便宜を与えること。

なお法では、非税理士に対する名義貸しの禁止規定 (法第 37 条の 2) に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 (法第 59 条第 1 項第 2 号) に処せられます。

5. 信用失墜行為の禁止（法第 37 条・第 48 条の 16、会則第 39 条、規則第 12 条）

会員は、自己についてはもちろん、税理士一般の信用又は品位を害するような行為をしてはなりません。中でも、自己脱税、多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ、調査妨害、業務停止中の税理士への名義貸し、業務け怠、長期会費滞納、その他反職業倫理的行為などは、財務大臣による懲戒処分の対象となります。

6. 研修受講の義務（会則第 59 条、研修規則第 5 条）

税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会が行う研修を一事業年度に 36 時間以上受けなければなりません。

II 業務執行上の義務

1. 税務代理の権限の明示（法第 30 条・第 31 条・第 48 条の 16、省令第 15 条、規則第 7 条、基本通達 31-1）

会員は、税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面（税務代理権限証書）を税務官公署に提出しなければなりません。また、税理士でない者に税務調査の立会いを行わせではなりません。なお、不服申立ての取下げ、代理人の選任については、別途、委嘱者より個別に委任を受けなければなりません。

2. 税理士証票の提示及び定期交換（法第 32 条、会則第 43 条・第 43 条の 2、規則第 8 条、省令第 13 条第 4 項）

(1) 税理士会員は、税理士業務を行うときは、常に税理士証票を携行し、税理士会員章（税理士バッジ）を着用しなければなりません。また、税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は税理士証票を提示しなければなりません。

(2) 税理士会員は、税理士証票の交付日から 10 年を経過した時は、税理士証票の交換を申請しなければなりません。

3. 署名の義務（法第 33 条・第 33 条の 2、省令第 16 条、規則第 9 条、基本通達 33-1）

会員は、税務書類を作成して税務官公署に提出する場合には、当該税務書類に署名した上、税理士である旨等を付記しなければなりません。この場合の署名は自署でなければならず、ゴム印等による記名ではないことに注意してください。

4. 帳簿作成の義務（法第 41 条・第 48 条の 16、省令第 19 条、連合会会則第 64 条、会則第 41 条、規則第 16 条、基本通達 41-1）

会員は、税理士業務に関して帳簿を作成して、委嘱者別に、かつ 1 件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載し、閉鎖後 5 年間保存しなければならないこととされています。帳簿の標準様式は連合会で定めることとなっており、また財務省令に定めるところにより、磁気ディスクをもって調製することができます。

5. 所属税理士の業務執行（法第 2 条第 3 項・第 33 条、省令第 1 条の 2・第 8 条・第 16 条・第 18 条、規則第 6 条の 2）

所属税理士は、使用者である税理士又は税理士法人の補助業務を行います。ただし、一定の手続をした上で他人の求めに応じて自ら委嘱を受けて税理士の業務に従事することができます。なお、所属税理士であっても（登録区分にかかわらず）、税理士としての専門家責任に差異はありません。

6. 使用人等に対する監督義務（法第 41 条の 2・第 48 条の 16・第 54 条、会則第 42 条、規則第 17 条）

会員は、税理士業務を適正に遂行するため、使用人等（専従者を含む。）を監督しなければなりません。監督義務を全うするよう使用人等の十分な指導・教育に努めてください。

なお、この監督義務は使用人等が事務を行う場所によって異なることはないため、対面による監督ができない場合は、情報通信技術の利用などにより適切な監督を行う必要があります。

Ⅲ 税理士事務所等

◇ 事務所の設置（法第 40 条・第 48 条の 12・第 49 条の 6、省令第 18 条、基本通達 40-1・40-2・48 の 12-1）

(1) 税理士会員（社員税理士及び所属税理士を除く。）及び税理士法人会員は、税理士業務を行うための事務所を設けなければなりません。

ただし、① 税理士会員は、連絡所、分室その他いかなる名称によっても、登録された所在地（本拠）以外の場所を外部に対し表示してはなりません（増設事務所の禁止）。

② 税理士法人会員は、主たる事務所以外に従たる事務所を設けることができますが、その事務所の所在する税理士会の会員である社員税理士の常駐が必要です。

(2) 税理士会員（社員税理士及び所属税理士を除く。）は、その事務所に税理士事務所の名称及び会員門標を見やすいところに掲示しなければなりません。

(3) 税理士法人会員は、その事務所に税理士法人の名称及び主たる（従たる）事務所である旨の税理士法人会員証を見やすいところに掲示しなければなりません。

(4) 社員税理士及び所属税理士である税理士会員は、所属する税理士法人の事務所又は従事する税理士事務所以外に、自己の税理士業務を行う事務所を設けることはできません。

Ⅳ 委嘱者との関係

1. 委嘱者との信頼関係の保持と直接受任（会則第 37 条、規則第 10 条）

会員は、委嘱者との信頼関係を保持するため、委嘱者との契約を忠実に守り、紛議を生じないよう努めるとともに、委嘱者から直接、業務の委嘱を受けなければなりません。また会員は、委嘱された業務を終了したとき、委嘱契約を解除したとき、又は受任中であっても委嘱者から返還の請求があったときは、委嘱者の所有に係る帳票書類を返還しなければなりません。

2. 秘密保持（法第 38 条・第 54 条・第 59 条、規則第 13 条、基本通達 38-1～38-4）

会員は、正当な理由（本人の許諾又は法令に基づく義務）がなくて、業務上知り得た秘密を他に洩らし、又は自己若しくは第三者のために利用してはなりません。また、使用人等の秘密保持についても十分留意しなければなりません。

3. 報酬額の事前提示及び報酬算定基準の作成（規則第 27 条）

会員は、税理士報酬を請求するときは、合理的な算定根拠によるものでなければなりません。また、報酬算定基準を予め定め、報酬に関する委嘱者の質問に答える用意がなければなりません。

4. 業務侵害の禁止（規則第 25 条）

会員は、直接間接を問わず他の会員の業務を不当又は不公正な方法によって侵害するような行為をしてはなりません。

5. 業務の広告（規則第 22 条、細則全条）

会員は、自己の業務について、法令等に違反せず、また税理士の信用・品位を損なわない範囲で広告をすることができます。ただし、事実でない広告、誤導・誤認や不安をあおるおそれがある広告、他の会員との比較広告をすることはできません。

また広告中で、①税務行政庁在職時の具体的役職名（管轄地域名を冠した官公署名と役職名の併記）を表示すること、②書面による同意がなく委嘱者の氏名・名称と委嘱された業務の内容を表示すること、③社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与することは禁止されています。

なお、広告をした会員は、広告が終了したときから 3 年間、広告物又はその複製、写真等当該広告物に代わる記録（電磁的記録等を含む）を保存しなければなりません。

さらに、本会の定めに反する広告をした会員に対しては、違反行為の中止、排除、改善その他の必要な措置が命ぜられることとなります。

V 税理士会との関係

1. 協力義務等（連合会会則第 66 条、会則第 63 条、標準支部規則第 8 条の 3 ほか）

会員は、連合会、本会、支部が実施する税務支援の業務について従事の要請があったときは、病気療養その他の正当な理由なくこれらを拒むことはできません。

また、社員税理士及び所属税理士は、所属する税理士法人又は従事する税理士が支部から依頼を受けた事案について、業務を行うことになります。

2. 変更登録等（法第 20 条・第 48 条の 13、省令第 11 条の 2、連合会会則第 41 条、会則第 12 条の 3、基本通達 20-1 ほか）

(1) 税理士会員は、登録を受けた事項（事務所の所在地、氏名、事務所の名称、住所又は本籍など）に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければなりません。開業税理士が税理士法人の社員となった場合など、登録区分の変更も変更登録が必要になります。

(2) 税理士法人会員は、届け出た事項に変更があったときは、2 週間以内に変更事項について本会を経由して連合会に届け出なければなりません。

(3) 税理士会及び連合会は、必要な変更登録申請を行わない者に対して調査し、指導又は助言を行うことができます。

3. 受忍義務（連合会会則第 68 条・第 72 条、会則第 45 条・第 46 条、規則第 31 条・第 32 条）

本会若しくは支部又は連合会は、必要があると認めた場合には、会員に対して、その業務について報告を求め、又は勧告、若しくは指示をすることができることとなっています。また、監督上必要があると認めた場合には、本会又は連合会は、会員の業務を調査又は質問をすることがありますが、会員は、これらの指示等に従い、または調査等に応じなければなりません。

4. 会費等の納付義務（会則第 51 条の 2、第 71 条～第 75 条、規則第 21 条、会費滞納懲戒規則全条、標準支部規則第 38 条）

(1) 会員は、会則に規定する会費等及び所属する支部の支部規則に規定する支部会費等を所定の期日までに納付しなければなりません。期日までに納付がないと、会則に基づき 1 年間の会員権の全部停止の処分が行われます。

(2) 継続して 5 事業年度以上にわたり会費を滞納し、5 回以上 1 年間の会員権の停止の処分を受けた者は、本会理事会の承認、連合会への諮問を経て財務大臣に通知します。

この通知を受けた財務大臣は、当該会員に対し税理士懲戒処分（戒告）を行うこととなります。

この他、品位保持に関しては、税理士法・同施行令・同施行規則、連合会会則、本会会則・綱紀規則、会費を滞納する会員の処分及び懲戒手続等に関する規則及び「税理士業務要覧」所収の「品位保持について」等を精読し、十分ご留意の上、業務を行われますようお願いいたします。

【記載例】作成者名: 年 月 日 至: 年 月 日 作成期間: 自: 年 月 日 至: 年 月 日 No.

処理 番号	業務区分	依頼者(住所・氏名)	内容(税目等)	てん末	処理年月日	添付 書面	税務代理権限証書 授受日	担当税理士		備考
								氏名	社名	
1	作成 相談	*区**町**-**-** * ** * 高木(株)	平成**年**月期 法人税、消費税確定申 告	確定申告書 作成・提出	*年*月*日	有・ 無	*年*月*日	** ** *	社 所	
2	代理 作成 相談	*区**町**-**-** * ** * ** *	相続税税務相談	小規模宅地の評価 減額 (詳細別紙参照)	*年*月*日	有・ 無	年 月 日	** ** *	社・ 所	
3	作成 相談	*区**町**-**-**- * (有)** ** 商店	平成**年**月期 法人税調登立会	修正申告書提出 (詳細別紙参照)	*年*月*日	有・ 無	*年*月*日	** ** *	社・ 所	
4	代理 相談	*区**町**-**-**- * ** * ** *	平成**年**分 所得税確定申告	確定申告書提出	*年*月*日	有・ 無	*年*月*日	** ** *	社・ 所	
5	代理 相談	*区**町**-**-**- * (株)** ** 商事	平成**年**月期 消費税** ** 届出書	届出書提出	*年*月*日	有・ 無	*年*月*日	** ** *	社・ 所	
6	代理 相談	*区**町**-**-**- * (株)** ** 商會	平成**年**月期 法人税申告	不服申立	*年*月*日	有・ 無	*年*月*日	** ** *	社・ 所	
7	代理 作成 相談	*区**町**-**-**- * ** * ** *	平成**年**分 所得税確定申告	更正請求	*年*月*日	有・ 無	*年*月*日	** ** *	社・ 所	
	代理 作成 相談				年 月 日	有・ 無	年 月 日		社・ 所	
	代理 作成 相談				年 月 日	有・ 無	年 月 日		社・ 所	
	代理 作成 相談				年 月 日	有・ 無	年 月 日		社・ 所	

※業務区分「代理」…税務代理、「作成」…税務書類の作成、「相談」…税務相談を指す。

税理士業務処理簿(法第41条及び第48条の16)

税理士業務処理簿（法第 41 条及び第 48 条の 16）の記載要領

1. 税理士業務処理簿（法第 41 条及び第 48 条の 16）（以下、「処理簿」という。）は、開業税理士及び税理士法人（従たる事務所の場合は、当該事務所）として作成するものとし、社員税理士及び所属税理士は、その所属する税理士法人あるいは開業税理士が委嘱を受けた草案について、担当税理士として作成する。なお、この場合、処理簿上部の「〔作成者名〕」欄には、開業税理士名又は税理士法人名を記載する。
2. 所属税理士が、税理士法施行規則第 1 条の 2 に規定するところにより、他人の求めに応じ自ら委嘱を受けた税理士業務を行う場合は、自らの名において処理簿を作成する。なお、この場合、処理簿上部の「〔作成者名〕」欄には、所属税理士名を記載する。
3. 処理簿の作成期間は、開業税理士及び上記 2 のとおり所属税理士が自らの名において処理簿を作成する場合は暦年、税理士法人はその事業年度毎とする。また、税理士法人については、本店及び支店毎に処理簿を作成する。
4. 処理簿は業務の処理順に記載する。また、原則として、業務毎に二つ以上の業務で二つ以上の業務を受任している場合は、これを一つの業務として記載することを妨げない。
5. 「整理番号」欄は、処理簿作成期間での通し番号とする。
6. 「業務区分」欄は、税務代理を「代理」、税務書類の作成を「作成」、税務相談を「相談」に区分し、該当業務を○で囲む。
7. 「内容（税目等）」欄については、受託業務の内容（税目等）を簡略に記載する。例えば、税務代理の場合、○○年分所得税申告代理、○○年分法人税税務調査立会等、税務書類作成の場合には○○年○月期法人税申告書、○○年分所得税修正申告書、消費税○○届出書等、税務相談の場合には法人税、所得税、相続税等の税目を記入するものとする。
8. 「てん末」欄及び「処理年月日」欄は、そのてん末又は処理内容、例えば税務代理の場合は、申告、異議申立等、税務書類作成の場合は、提出、送付等と記入するとともに、その処理を行った日付を記入するものとし、税務相談の場合には、相談のてん末として、答弁の内容等について簡記するとともに相談が完了した日付を記入する。
9. 業務のうち税務調査立会（税務代理）、税務相談等の「内容（税目等）」及び「てん末」欄について同欄に記載しきれない場合は、日本税理士会連合会が平成 26 年の 9 月 4 日に策定した「税理士業務処理簿別紙」（※）に記載することを妨げない。 ※業務処理簿別紙は日税連ホームページ「会員専用ページ」でダウンロード可能です。
10. 「添付書面」欄は、法第 33 条の 2 の書面の添付の有無について、いずれか該当する方に○を付ける。
11. 「税務代理権限証書提出日」欄は、同証書を税務官公署に提出した日付を記入する。
12. 「担当税理士」の「社員・所属」及び「氏名」の欄については、担当税理士が社員税理士、所属税理士の場合、いずれか該当する方に○を付け、その氏名を記入する。なお、開業税理士の場合は○を付けず氏名のみ記入し、上記 2 のとおり、所属税理士が自らの名において処理簿を作成する場合には、「所属」欄に○を付け、その氏名を記入する。
13. 処理簿の作成は、用紙への書込み又は電磁的調整のいずれの方式でもよい。
14. 処理簿の閉鎖時期は作成期間の末日とし、以後 5 年間の保存を要する。また、税理士法人の本店は、すべての支店の処理簿を備える。

名義貸し行為の指標（メルクマール）について

平成 29 年 1 月 26 日
日本税理士会連合会
綱 紀 監 察 部

1. はじめに

国税庁の発表によれば、財務大臣による税理士に対する懲戒処分件数は、平成 25 年度が 50 件、平成 26 年度が 59 件、平成 27 年度が 41 件にのぼり、近年増加の傾向にあることは否めない。

また、各税理士会では、被処分者に対し事情聴取等を行うことにより懲戒処分を受ける事由となった不正行為の内容を把握しているところ、各税理士会からの報告によれば、昨今名義貸しに係る懲戒処分件数が増加している。

この名義貸しに係る懲戒処分事例の中には、税理士自らが税務書類を作成していないもののその内容を確認していることから、税理士自身に名義貸しを行っているという自覚が希薄である事例が多く見受けられ、「名義貸し」について誤った認識をしている実情があると考えられる。

このような状況の下、平成 26 年の税理士法（以下「法」という。）改正では、「非税理士に対する名義貸しの禁止」（法第 37 条の 2）が別条として新設され、また、罰則「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」（法第 59 条第 1 項第 2 号）も新設され、これらは平成 27 年 4 月に施行されるに至った。

本資料では、名義貸しについて、そもそも名義貸しとはどのような行為か、また名義貸し行為となる指標に加え、名義貸し行為の事例を挙げ、今後、会員が名義貸しを行うことのないよう示すものである。

2. 名義貸しとはどのような行為か**（1）税理士制度・申告納税制度の側面から**

税理士制度は、税務に関する専門家である税理士が、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場から納税義務者を援助することを通じて、納税義務者の負っている納税義務を適正に実現し、もって、申告納税制度の円滑、適正な運営に資することを期待して設けられたものである。このような税理士の公共的使命の重要性に鑑み、税理士業務（法第 2 条第 1 項）については、税理士の無償独占業務とされているところ、税理士が申告納税制度に沿って納税義務者の適正な納税義務の実現を図ることこそが、税理士制度に対する国民の絶大なる信頼を得ることに繋がるものである。それにもかかわらず、税理士自身が無資格者のにせ税理士行為の幫助として名義貸し行為に手を染めることは、税理士自身が税理士制度及び申告納税制度を破壊するに等しい行為であり、ひいては国民の信頼を裏切ることとなり、決して許されるものではない。

（2）にせ税理士行為への協力・加担の側面から

また、名義貸しとは、一言でいえば、にせ税理士行為の正犯に税理士が名義を貸すことによって、にせ税理士行為に協力、加担することである。

つまり、法第 52 条（税理士業務の制限）においては、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と規定されており、無資格者が税務書類の作成等をした場合は当然に法違反となるが、その法違反行為を表面上適法であるかのように装うために税務書類等の税理士署名欄に署名押印をするなどして税理士が自己の名義を利用させる行為が、名義貸し行為である。

したがって、名義貸し行為は、名義を貸す税理士が自ら税理士全体の信用を貶める非違行為であるばかりでなく、無資格者のにせ税理士行為という法違反を幫助することにもなるという二面性を持ち、税理士制度のみならず業務制限を設けている資格制度の根幹を揺るがす問題である。

《関係規則等》

- ・税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）、同第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）、同第 39 条（会則を守る義務）
- ・日税連会則第 60 条（会則等の遵守）、同第 61 条（非税理士との提携の禁止）、同第 61 条の 2（名義貸しの禁止）
- ・〇〇税理士会会則（標準会則）第 42 条（会則等の遵守）、同第 42 条の 2（非税理士との提携の禁止）、同第 42 条の 3（名義貸しの禁止）
- ・〇〇税理士会綱紀規則（準則）第 23 条（名義貸しの禁止）、同第 24 条（非税理士との関連排除）

＜改正税理士法（平成 27 年 4 月施行）＞

○税理士法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）[新設]

税理士は、第 52 条又は第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない

○同第 59 条第 1 項

次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 （省略）
- 二 第 37 条の 2（第 48 条の 16 において準用する場合を含む。）の規定に違反した者[新設]
- 三・四 （省略）

3. 名義貸し行為となる指標について

（1）3 点の指標

名義貸し行為の指標としては、次の 3 点が挙げられる。

- ① 税理士が自らの判断で税務書類を作成していない。
- ② 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていない。
- ③ 税理士が報酬を納税者から直接收受していない。

①について、税務書類の作成は、法第2条第1項第2号に規定されており、税務書類を自己の判断に基づいて作成することであるから、仮に無資格者が作成した税務書類の内容や原始帳票等を確認したとしても、あくまでも、無資格者が作成したことに変わりなく、自己の判断に基づいて作成したことに当たらない【後記事例1参照】。

申告書等への署名押印の際、無資格者が作成したものであっても、税理士が検算等をして確認すれば問題ないと誤認しているケースが見受けられるが、例えば、無資格者が作成した申告書等について、税理士がその内容を確認して自ら使用しているソフト等を用いて電子署名し代理送信した場合も、自己の判断に基づいて作成していないことから名義貸しに該当する【後記事例2参照】。こうしたケースの多くは、税理士が決算書類や税務書類の作成の過程を関知しておらず、使用人等が税理士の管理監督下で下書きした決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上、署名押印することとは意味が異なる（※）。

※ なお、仮に使用人等が作成した決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上、署名押印する場合、適切に管理監督が行われておらず、使用人等に任せきりになっていることで、決算書類作成の過程や財務状況等を税理士自身が把握していないケースにおいては、名義貸しに該当するおそれがあることに留意する必要がある。

②について、〇〇税理士会綱紀規則（準則）第10条第2項では、「会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。」と規定されており、税理士が納税者以外から税理士業務を請負うことは、この規則に違反することとなり、法第39条（会則を守る義務）にも違反することとなる。税理士が業務を行うに当たっては、納税者からの求めに応じて行うことが基本であり、納税者と直接契約すべきことはいふまでもない。

③について、報酬の收受は、依頼元である納税者から直接受け取らなければならない。上記②にも記したとおり税理士業務は納税者からの求めに応じて行うことが基本であり、納税者と直接契約を結ぶべきであることから、署名押印を依頼した無資格者から報酬を受け取ることは、「名義貸し行為」を判断する上で大きな要因となる。

名義貸し行為の判断材料として、この3つの指標を税理士は常に意識しなければならないであろう。

（2）その他留意すべき事項

上記3点の指標以外にも、以下のような状況が見られる場合、名義貸し行為に繋がるケースが多いものと考えられる。

- ① 税理士業務に従事している者と税理士との間に直接雇用関係がない。
- ② 税理士事務所の施設について、その税理士との間に所有関係又は賃貸借関係がない。

①について、税理士と直接雇用関係のない者が税理士業務に従事している場合、同者は税理士の管理監督下にあるとはいえず、同者の行為はにせ税理士行為となる。また、同者が作成した申告書等に税理士が署名押印をした場合、当

該税理士は名義貸し行為禁止（法第 37 条の 2）違反になる。さらに、税理士が主宰する会計法人の従業員等が税理士業務に従事している場合、会計法人の主宰者である税理士の管理監督がなされていたとしても、当該従業員は税理士事務所と直接雇用関係がなく、税理士としての管理監督がなされたものではないため、当該税理士は名義貸し行為禁止（法第 37 条の 2）違反になる【後記事例 9 参照】。

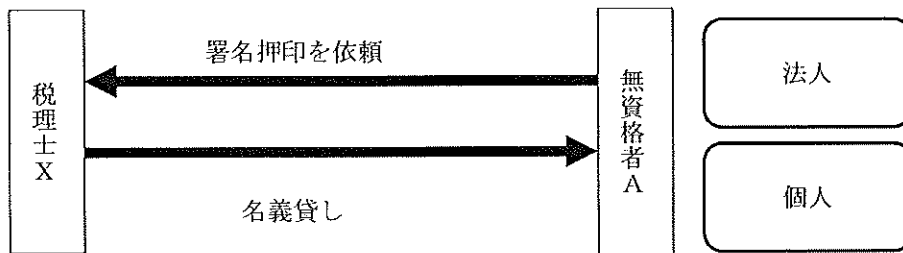
②について、税理士事務所がその税理士と所有関係又は賃貸借関係がない場合、税理士事務所の外形と業務の実態が相違している可能性があり、使用人等や同事務所所在地に存在し税理士事務所に併設される会計法人等によるせ税理士行為（法第 52 条）、名義貸し行為禁止（法第 37 条の 2）違反を惹起するおそれがある。

4. 名義貸し行為となる参考事例

次に具体的な参考事例とその解説を挙げてみることにする。

(事例1)

税理士Xは、税理士資格を有しないAから依頼され、4年間にわたり同人が作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書に署名押印する名義貸しを行った。
なお、当該税理士は、もしかすると税理士法違反かもしれないという認識はあったが、最終的に自分で確認した上で署名押印をすれば問題ないと思っていた。



【解説】

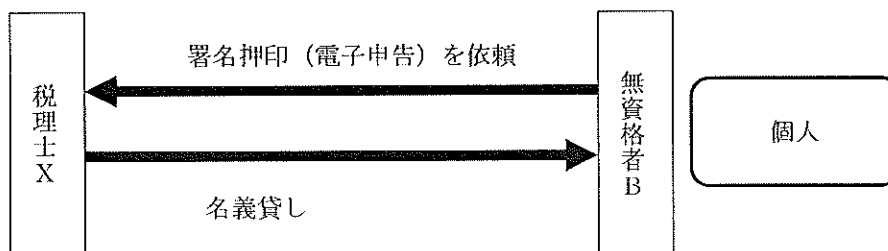
- ・法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反
- ・法第46条（一般の懲戒）該当

無資格者Aが作成した確定申告書については、たとえ税理士Xが最終的に確認していたとしても、それは税理士Xが自らの判断に基づいて作成したとはいえず、名義貸しに該当する。

なお、無資格者Aは法第52条（税理士業務の制限）に違反することとなる。

(事例2)

税理士Xは、税理士資格を有しないBから依頼され、同人が作成した所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書の下書きを受領した上で、当該税理士のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で電子署名を行い電子申告する名義貸しを行った。



【解説】

- ・法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反
- ・法第46条（一般の懲戒）該当

無資格者Bが作成した確定申告書の下書きについて、税理士Xは自らパソコンにその内容をそのまま入力していることから、税理士Xが自らの判断に基づいて作成したとはいえず、名義貸しに該当する。

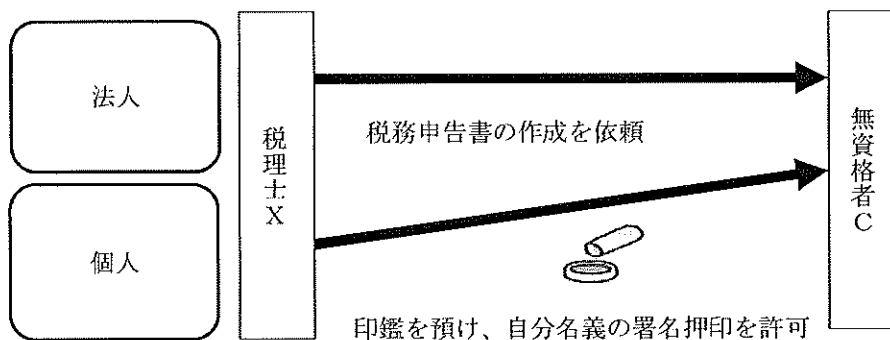
ず、名義貸しに該当する。

なお、無資格者Bは法第52条（税理士業務の制限）に違反することとなる。

（事例3）

税理士Xは、自ら税理士資格を有しないCに依頼し、同人に法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書を作成させる名義貸しを行った。

なお、当該税理士は、Cに対し、印鑑を預け自分の名義で署名押印することを許可していた。



【解説】

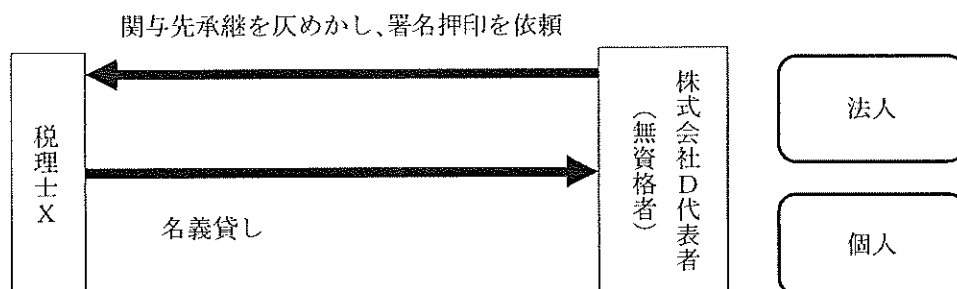
- ・法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反
- ・法第46条（一般の懲戒）該当

税理士Xが自らの印鑑を無資格者Cに貸与し、同人の作成した確定申告書に、あたかも税理士Xが適法に作成したことを装うために署名押印をさせているものであり、このような形態についても当然に名義貸しに該当する。特に本事例は、税理士自らが無資格者に依頼し、印鑑を預けてしまうなど、名義貸し行為及びにせ税理士行為を税理士側が主導しており、非常に悪質な例であるといえる。

なお、無資格者Cは法第52条（税理士業務の制限）に違反することとなる。

（事例4）

税理士Xは、会計業務を業とする税理士資格を有しない株式会社Dの代表者から「1～2年したら会社をたたむ予定なので、その際にはあなたに顧客を全部任せたい。」と言われ、1年間にわたり、株式会社Dが作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書に署名押印する名義貸しを行った



【解説】

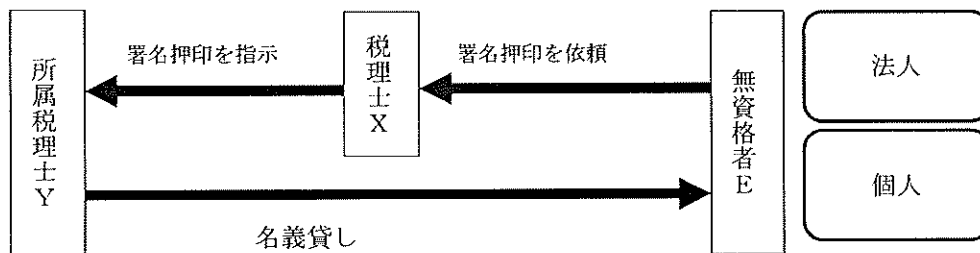
- ・法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反
- ・法第 46 条（一般の懲戒）該当

株式会社Dは税理士資格の無い法人であり、仮に、将来的に税理士Xが同社の顧客を承継し、税務会計のすべてを税理士自身が担当することになったとしても、現時点では無資格者が作成した確定申告書に署名押印したことには変わりなく、当然に名義貸しに該当する。なお、記帳代行や財務書類の作成等の会計業務を業とする会計法人においては、税務と会計の密接性に鑑みても、上記のような事例に陥りやすい傾向にあるため、特に注意が必要である。

なお、無資格者である株式会社Dは法第 52 条（税理士業務の制限）に違反することとなる。

（事例 5）

所属税理士であるYは、自己が従事する開業税理士Xに指示され、1年半にわたり、会計業務を業とし税理士資格を有しないEが作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書に署名押印する名義貸しを行った。



【解説】

- ・法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反
- ・法第 37 条（信用失墜行為の禁止）違反
- ・法第 46 条（一般の懲戒）該当

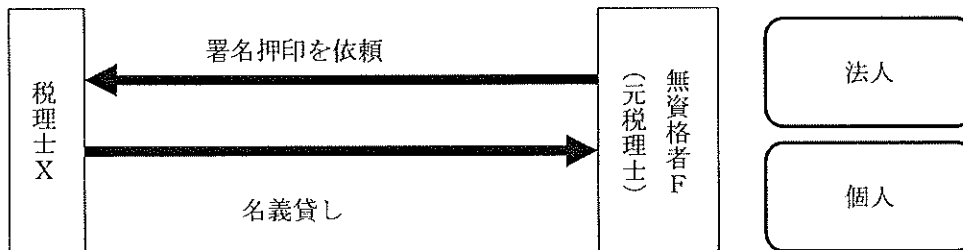
所属税理士Yは、無資格者Eが作成した確定申告書に署名押印をしており、たとえ税理士Xの指示により行ったものであったとしても名義貸しに該当する。

また、税理士Xは、無資格者Eにより作成された申告書に自ら署名押印を行っていないが、所属税理士Yに対して指示をして署名押印を行わせており、このことは反職業倫理的な行為であることから、法第 37 条（信用失墜行為の禁止）に違反することとなる。税理士が雇用者の立場を利用して、使用人である所属税理士に指示して名義貸しを行わせているこのような事例は非常に悪質である。

なお、無資格者Eは法第 52 条（税理士業務の制限）に違反することとなる。

（事例 6）

税理士 X は、1 年間にわたり、税理士法に基づく懲戒処分（税理士業務の禁止）により税理士登録を抹消されている F が作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書に署名押印する名義貸しを行った。



※財務大臣による懲戒処分（税理士業務の禁止）を受け、登録抹消。

【解説】

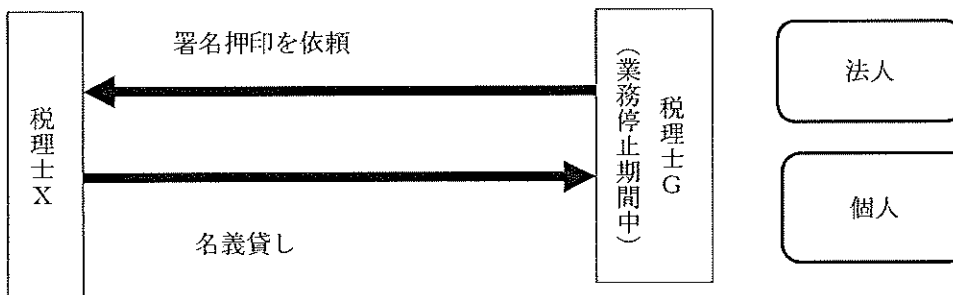
- ・ 法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反
- ・ 法第 46 条（一般の懲戒）該当

元税理士とはいえ、懲戒処分（禁止処分）により登録抹消をされている以上は、F は無資格者となる。この無資格者 F が作成した確定申告書に税理士 X が署名押印をすれば、当然に名義貸しに該当する。

なお、無資格者 F は法第 52 条（税理士業務の制限）に違反することとなる。

（事例 7）

税理士 X は、税理士法に基づく懲戒処分により税理士業務の停止中である税理士 G から依頼を受け、同人が当該業務停止期間中に作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書に署名押印する名義貸しを行い、報酬を得ていた。



※財務大臣による懲戒処分（税理士業務の停止）を受け、業務停止期間中。

【解説】

- ・ 法第 37 条（信用失墜行為の禁止）違反
- ・ 法第 46 条（一般の懲戒）該当

税理士 G は財務大臣による懲戒処分を受けており、業務停止期間中であることから、当該期間中は税理士業務を行うことはできない。

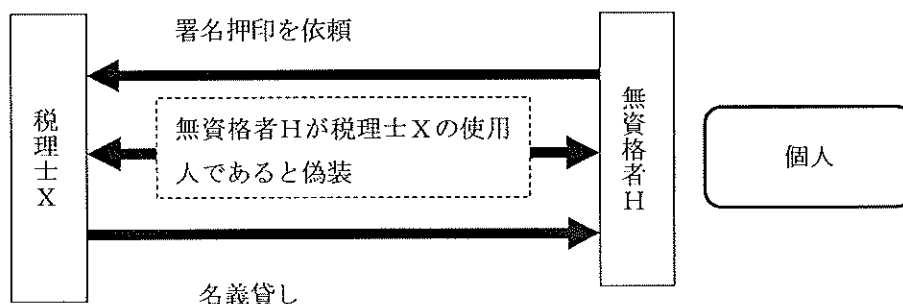
当該停止期間中である以上は、たとえ登録のある税理士であるとはいえ、税理士Gが作成した確定申告書に税理士Xが署名押印することは名義貸しに該当する。これは懲戒処分による業務停止期間中のみならず、法第43条に該当（他士業懲戒処分による業務停止、報酬のある公職による業務停止）した場合の業務停止期間中においても同様である。また、税理士Xが税理士Gから報酬を受け取ることは、名義貸し行為を判断する上で大きな要因となるが、たとえ税理士Xが報酬を受け取っていなかったとしても、名義貸し行為を行っていた事実が変わりはなく、税理士Xの行為は名義貸しに該当する。

なお、懲戒処分により税理士業務を停止されている税理士Gは、その停止処分期間中に税理士業務を行っていたことから、法第46条（一般の懲戒）に該当する。

ちなみに、本事例は名義貸しではあるものの、事例1～6とは内容が若干異なる。事例6までは、税理士資格のない「非税理士」が作成した申告書に署名押印をした事例であるが、本事例は、「非税理士」ではなく税理士登録している税理士の業務停止期間中に名義貸しを行ったことから、法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反とは異なり、法第37条（信用失墜行為の禁止）違反となる。この旨は、平成27年1月に一部改正された財務省告示「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」において明らかになっている。

（事例8）

税理士Xは、勤務実態のない無資格者Hを使用人と装い、同人が作成した所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書の内容をなんら確認せずに署名押印する名義貸しを行った。



【解説】

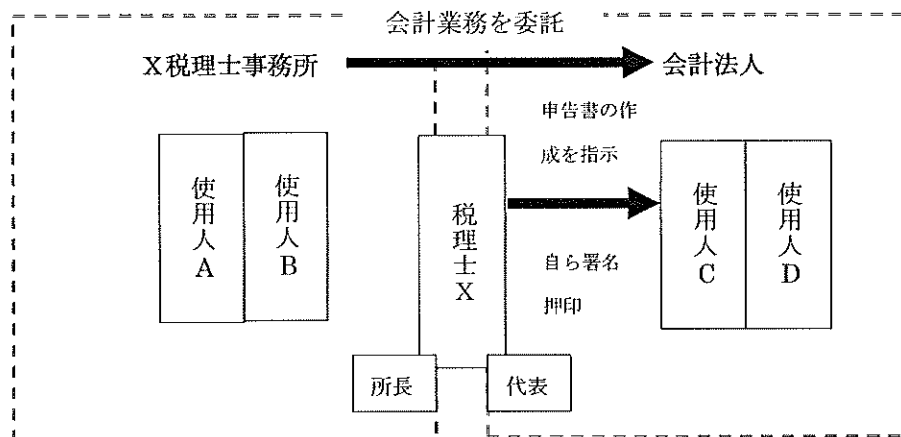
- ・法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反
- ・法第46条（一般の懲戒）該当

無資格者Hは、勤務実態がないことから、たとえ税理士Xの使用人としての形式を整えていたとしても、実質的には使用人とはいえない。そして、税理士Xは、署名押印を行った申告書の内容をなんら確認していないことから、それらの申告書は税理士Xの判断で作成されたものとはいえず、無資格者Hの判断により作成されたものといえる。したがって、税理士Xは無資格者Hに自己の名義を利用させたこととなり、名義貸しに該当することとなる。

なお、無資格者Hは法第52条（税理士業務の制限）に違反することとなる。

(事例9)

税理士Xは、納税者等から直接業務の委嘱を受け、顧問契約を締結しており、税理士事務所と同所に併設している会計法人（税理士Xが代表者に就任しており全額出資している）に会計業務を委託しているが、税理士Xはその会計法人のみに従事している使用人C・Dに税務申告書までを作成させ、その内容を確認して署名押印をした。



【解説】

- ・法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反
- ・法第46条（一般の懲戒）該当

上記事例は、税理士Xが主宰している会計法人にのみ従事している使用人C・Dに申告書を作成させていたものであり、その使用人は、税理士事務所に従事している使用人ではなく税理士Xの管理監督下にないため、名義貸し行為となるものである。

税理士業務は、税理士事務所を登録した所在地において、税理士が行い、また、その管理監督の下、使用人に行わせるものであることから、税理士が出資して同所に併設している会計法人で税理士が代表者であっても、税理士個人の事務所とは別人格の法人として業務を行っているので、税理士が申告書を自己の判断に基づいて作成したことにはならない。

また、会計法人及びその使用人は、にせ税理士行為（法第52条違反）を行ったこととなる。

以上のとおり、名義貸し行為の態様は様々である。無資格者が納税者から依頼を受けて作成した申告書に署名押印するものから、無資格者が作成した申告書に自己の事務所に従事する所属税理士に署名押印させるもののほか、無資格者ではないが業務停止期間中の税理士や税理士主宰の会計法人等を介して行われるものまで見受けられる。

繰り返しとなるが、法第2条第1項第2号に規定する「作成する」とは、税務書類を自己の判断に基づいて作成することであるから、仮に無資格者や業務

停止期間中の税理士が作成した税務書類の内容や原始帳票等を確認したとしても、自己の判断に基づいて作成したことにはならないので、名義貸し行為となる。

以上の基本的事項を念頭に置いた上で、ここまで紹介した事例を参照されたい。

なお、事例1～9は、過去に行われた名義貸し行為による懲戒処分事例等を参考にしたものであるほか、「3. 名義貸し行為となる指標について」で示した名義貸し行為の指標は、これら事例の分析から、現状考えられる名義貸し行為の要素を参考までに示したものである。ついては、事例1～9に当てはまらないような行為や形態であったとしても、名義貸し行為に該当し、懲戒処分の対象となる可能性はあることから、十分に留意されたい。

5. むすびに

この度、当部では、どのような行為が名義貸しに該当するのか、その基準と何なのかということについて、指標や懲戒処分の対象となった事例を基に検討を行った。また、本検討に際しては、東京税理士会が平成27年に策定し同会会報第700号（平成27年5月1日付）第25面～第26面に掲載した「名義貸しを行わないために一名義貸し行為の明確化について-」を参考とさせていただいた。

以上のような経緯を踏まえてもなお、どのような行為が名義貸し行為に該当するか明確な指標等を検討することは非常に困難であったが、会員各位が名義貸し行為の未然防止を図るためのきっかけの一つとして、名義貸し行為と認定される判断材料や考え方等を示すことができたものと認識している。

なお、今回の指標策定をもって、名義貸し行為の分析及びその可否判断のすべてが完結したものとは考えておらず、今後も継続して名義貸し行為のより明確な指標の策定等に取り組んでいく必要があると考えている。

最後に名義貸し行為は、税理士自身の不正行為である一方、にせ税理士行為を幫助するといった二面性を持つことから、税理士制度の根幹に係わる問題である。会員各位におかれては、名義貸し行為は決して他人事ではなく、個々の問題と自覚し、法第1条に規定する「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という税理士の使命を念頭に置いた上で、自らの行為が名義貸し行為に該当しないかという意識と良識ある判断に基づき、未然防止に努められたい。

以上

税理士の広告

Q&A



Q 税理士の行う広告って規制があるの？

A 東京税理士会には、「会員の業務の広告に関する細則（以下、細則と表記）」があり、会員はこの細則を遵守しなければなりません。

平成12年の「規制緩和推進3か年計画（再改訂）」が閣議決定され、規制緩和の動きがスタート。広告の規制の在り方も見直された。日税連に対しても、独占禁止法に抵触する虞があるとして会則等による広告規制を廃止するよう求められた経緯もあった。一方公正取引委員会は、平成13年10月24日付「資格者団体の活動についての独占禁止法上の考え方」を公表し、同法第8条（事業者団体の禁止行為）の適用に関するガイドラインを定めた。同ガイドラインには広告に関する記述も存在。日税連は、平成14年に編纂規則に基づき、「税理士会会員の業務の広告に関する細則」を制定し、会員が行う業務広告において最低限禁止されるべき事項について定めた。（以上 日税連示達より要約）

Q どんな広告がダメなの？

A 細則では、「禁止される広告」、「表示できない広告事項」、「有価物等の供与の禁止」等の規定を定めています。

広告は原則自由だけど → 「虚偽・誇大広告など、利用者の判断を誤らせるような広告」はダメ



禁止される広告（細則 第3条）

- ・ 事実と合致していない広告
虚偽や実態が伴わない団体・組織等の表示をしてはいけません。
例）虚偽の経歴、実在しない人物や実体のない団体等の推薦文 —— など
- ・ 誤導又は誤認のおそれのある広告
- ・ 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- ・ 困惑させ、又は過度な不安をあおる広告
例）巧みに節税します。最高の税務知識を提供します。
たちどころに解決します。税務調査省略になります。
今の税理士で本当に大丈夫ですか？ —— など
- ・ 他の会員又は会員の事務所と比較した広告
例）〇〇事務所・税理士法人より豊富なスタッフ
当事務所は〇〇で他の事務所よりも優れています。
国税局等で長年調査や審理をしていたので、他の税理士事務所よりも調査対応に優れています。 —— など
- ・ 法令又は日本税理士会連合会若しくは本会の会則及び規則に違反する広告
 1. 非税理士との提携広告……………税理士法違反
 2. 国家公務員法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者保護法等に違反する広告
 3. 名誉・信用毀損、著作権・商標権侵害等に該当する広告
例）株式会社〇〇コンサルティングは、当社専属の△△税理士・税理士法人により税理士業務を提供します。
元国税〇〇の税理士ならではの豊富な人脈・情報 —— など
- ・ 上記の他、税理士の信用又は品位を損なうおそれのある広告
 - ① 違法・脱法行為をほめかす表現
例）税の抜け道、税の抜け穴、究極の節税テクニック教えます。 —— など
 - ② 広告の方法及び表示形態並びに場所等において、奇異、低俗、派手すぎるもの、見る人に不快感を与えるもの等は、会員の信用又は品位を損なうおそれのある広告として問題となる場合があります。

表示できない広告事項（細則 第4条）

- ・ 税務行政庁在職時の具体的役職名
 - ・ 依頼者の氏名又は名称
（依頼者の書面による同意があるときは可能）
 - ・ 現在取扱い又は依頼されている事実
（依頼者の書面による同意があるときは可能）
 - ・ 過去に取扱い又は依頼された事実
（依頼者の書面による同意があるときは可能）
- 依頼者の情報等は「秘密を守る義務」にかかわる事なので依頼者の利益を損なわない範囲かつ書面による同意が必要

有価物等の供与の禁止（細則 第5条）

- 広告の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与して広告をしてはならない
- 例）社会的儀礼の範囲……………○
お歳暮で事務所名が入ったカレンダーを送る
事務所の開設記念にプリベイドカード等を配布
社会的儀礼の範囲を越えた有価物…×
商品券、贈答品等を広告対象者に供与して宣伝



Q 税理士紹介業者など第三者が行う広告についても対象なの？

A 第三者に対してこの「細則」は適用できませんが、第三者が行う広告行為で「細則」に反するものに対し、金銭その他の利益を供与する等の関与は禁止されています。（「細則」第6条）

形式的に第三者が広告主となっている場合であっても、その広告の全体を観察した場合に明らかに会員がする広告であると認められる場合には、会員が行う広告として「細則」が適用されます。

Q 広告には税理士の氏名又は税理士法人の名称を表示しなければいけないの？

A 責任者である税理士又は税理士法人の氏名又は名称を表示し、その広告の責任の所在を明らかにする必要があります。（「細則」第7条）

ラジオ、電話、面談、スピーチ等による広告行為も、広告主の氏名又は名称及び本会の会員である旨を明らかにする必要があります。

社会的儀礼の範囲内と認められる行為及び事務所の所在地を案内するための行為は、広告が主たる目的では無い為、「細則」第7条の適用は除外されます。

例）社会的儀礼の範囲内の行為

- ① 便箋、封筒、慶弔の花輪等に「税理士〇〇〇〇」又は「税理士法人〇〇〇〇」と表示すること
- ② 年賀状、暑中見舞い等の挨拶状を出すこと
- ③ 友人、親戚の結婚式や祝賀会に「税理士〇〇〇〇」又は「税理士法人〇〇〇〇」として祝電を打つこと
- ④ 選挙ポスターや選挙広報に税理士名や経歴等を記載すること
- ⑤ 著作物の著者紹介欄に、経歴、事務所の住所・電話番号等の連絡先を記載すること
- ⑥ 新聞、雑誌のコメント記事又は投稿欄に顔写真、経歴と共に税理士名を記載すること

Q 不特定の人に対して電子メールを送るような広告はして良いの？

A 広告であることの表示及び承諾のない電子メール等による広告は禁止されています。（「細則」第8条）

面識のない不特定の人に配布する広告物には、配布された文書等が広告物であることが一見して判るように表示しなければなりません。

特定商取引に関する法律の改正及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の改正（いずれも平成20年12月1日施行）により電子メール広告について事前に電子メール広告を行うことに対する承諾をしていない者に対する電子メール広告は原則禁止されています。

Q 広告物は、使用した後はすぐに処分していいの？

A 広告が終了したときから3年間保存（電磁的方法による記録等を含む。）しなければならないことになっています。（「細則」第9条）

保存するもの

1. 広告物又はその複製、写真等当該広告物に代わる記録
2. 広告をした日時、場所、送付先等広告方法に関する記録
3. 「細則」第4条第1項第2号から第4号に掲げる事項に関する同意を証する書面

Q 「細則」に違反した広告行為をしたらどうなるの？

A 税理士会は、違反行為に対して「違反行為の中止」、「違反行為の排除」、「違反行為の改善」、「再発防止のための必要な処置」を行います。（「細則」第10条）

税理士会は、会員に対して違反行為に対する必要な調査を行ったうえで、以下の命令又は処置を行います。

- ① 「違反行為の中止」・・・現在継続している違反行為自体をやめさせること。
- ② 「違反行為の排除」・・・既に配布した広告の回収など違反広告の原状回復。
- ③ 「違反広告の改善」・・・現在継続している広告の内容を改めること。
- ④ 「再発防止のための必要な措置」・・・例えば違反をした会員から違反を行わない旨の誓約書の提出を求めるなど再発防止のため本会が必要と認める一切の措置をいう。

会員が中止命令又は排除命令を受けたにもかかわらず中止又は排除をしないとき又は、中止、排除をしようにも事実上不可能であるとき

そして、当該広告による被害発生が予想され放置できない状況と判断した場合には

税理士会は、被害発生を予防するため、命令、その他措置を行った事実と理由の要旨を公表することができる



会則第47条に規定する会員の処分を行うにあたっての量定等の考え方

令和4年6月17日

東京税理士会

会長 足達 信一

会則第47条に規定する会員の処分（以下、「会則処分」という。）に当たって、財務大臣による懲戒処分に伴うもの及び会費滞納によるものを除く違反行為の処置等について、その考え方を次のとおり定める。

I 総 則

第1 基本的な考え方

- (1) 会員が税理士に関する法令、連合会の会則又は本会の会則、規則等に違反した場合（以下「法令等違反」という。）は、会則第45条（支部及び会員に対する一般的監督）に基づき指導を行う。
- (2) 指導の結果、法令等違反の程度が軽微と認められ、かつ綱紀監察事務取扱要領第16条各号に掲げる事由を概ね満たしているとき、又はその他これに準ずる特別な事情があるときは、綱紀監察部長が当該会員に対して指導を行うとともに、始末書等の文書を徴する。
- (3) (2)の指導を行い、始末書等の文書を徴したにも関わらず、当該会員が再び法令等違反を行ったとき又は当該会員が指導に応じなかったときは、指導を行うに至った原初の法令等違反事由により、また指導の過程で財務大臣による懲戒処分が相当である重大な違反行為を認めたときは当該法令等違反事由により、II「量定の考え方」において定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、会則処分の量定を決定する。

- ①不正行為の性質、態様、効果等
- ②税理士の不正行為の前後の態度
- ③懲戒処分等の前歴
- ④選択する会則処分が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤その他個別事情

なお、II「量定の考え方」に定める量定の考え方によることが適切でないと認められるときは、会則に規定する処分等の範囲を限度として、量定を決定する。

- (4) 綱紀監察部は、会則処分の量定を決定したときは、当該会員又はその代理人に対し弁明の機会を付与し、弁明があった場合その内容を斟酌した上で、処分が相当であると認めるときは、部会の議を経て、処分の種類及び理由を付してその旨を会長に具申する。
- (5) 常務理事会において会則処分につき理事会に付議することを議決したときは、(4)における弁明の有無に関わらず、当該会員又はその代理人に対し会則第47条第3項に規定する弁明の機会を付与する。

第2 会員の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である会員に対する会則処分

1. 会員の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行ったときにおける、使用人である会員に対する会則処分は、次に掲げるところによる。

- (1) 使用人等の不正行為を使用人である会員が認識していたときは、当該使用人である会員がその不正行為を行ったものとして会則処分をする。
- (2) 使用人等の不正行為を使用人である会員が認識していなかったときは、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用人である会員に相当の責任があると認められるときは、当該使用人である会員が過失によりその不正行為を行ったものとして会則処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用人である会員の監督が適切でなかったと認められるときは、当該使用人である会員が会則第42条（使用人等の監督）の規定に違反したものとして会則処分をする。

2. 税理士法人の社員税理士たる会員が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士たる会員に対する会則処分は、次に掲げるところによる。
 - (1) 社員税理士たる会員の不正行為を他の社員税理士たる会員が認識していたときは、当該他の社員税理士たる会員もその不正行為を行ったものとして会則処分をする。
 - (2) 社員税理士たる会員の不正行為を他の社員税理士たる会員が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士たる会員に相当の責任があると認められるときは、当該他の社員税理士たる会員も過失によりその不正行為を行ったものとして会則処分をする。

第3 不正行為の種類の異なるものが2以上あるときの会則処分

Ⅱ「量定の考え方」に定める不正行為の種類の異なるものが2以上あるときの量定は、それぞれの不正行為の種類について算定した量定を加重したものを基本とする。

第4 会員権の停止期間

会員権の停止期間は、1月を単位とする。

第5 会則処分中の会員に対する会則処分

会則処分中の者が、重ねて不正行為を行ったときは、Ⅱ「量定の考え方」に定める不正行為の種類ごとの量定は、当初の量定に続けて付すことを基本とする。

Ⅱ 量定の考え方

第1 財務省告示に明示された法令等違反

財務省告示「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）」（以下、「財務省告示」という。）に明示された法令等違反行為については、同告示における懲戒処分の量定に準じて、以下のとおりとする。

- (1) 税理士業務の禁止処分相当と認められるときは、2年間の会員として有する権利の全部の停止。

- (2) 税理士業務の停止処分相当と認められるときは、同等の期間の会員として有する権利の全部若しくは一部の停止。
- (3) 戒告処分相当と認められるときは、訓告。

第2 財務省告示に明示されていない法令等違反

財務省告示に明示されていない法令等違反行為についての会則処分の量定は、次に定めるところによる。

1. 本会との関係に関する規則違反

紛議調停規則第14条（会員の不出頭）

以上に該当したときは、訓告又は1年以内の会員として有する権利の全部若しくは一部の停止。

2. 会員の身分の提示に関する規則違反

(1) 税理士業務に係る身分の提示に関する規則違反

綱紀規則第7条（税務代理の権限の明示）、綱紀規則第9条（署名の義務）

以上に違反する行為を行ったときは、訓告。

(2) 税理士事務所に関する規則違反

会則第44条の4（税理士業務を行うための事務所）

綱紀規則第5条（事務所の設置）

以上に違反する行為を行ったときは、訓告。

(3) 税理士証票に関する規則違反

会則第43条（税理士証票の携行）、会則第43条の2（税理士証票の定期交換）

綱紀規則第8条（税理士証票の携行等）

以上に違反する行為を行ったときは、訓告。

3. 納税者との関係に関する規則違反

(1) 会員の業務の広告に関する細則違反

綱紀規則第22条（業務の広告）

以上に違反する行為を行ったときは、訓告又は1年以内の会員として有する権利の全部若しくは一部の停止。

(2) 納税者との信頼関係に関する規則違反

会則第37条（納税者との信頼関係の保持）、会則第39条の2（不当勧誘行為等の禁止）

綱紀規則第10条（業務委嘱契約）、綱紀規則第27条（税理士業務報酬の設定）

以上に違反する行為を行ったときは、訓告。

4. 税理士法人に関する規則違反

綱紀規則第29条（社員の常駐）、綱紀規則第30条（社員の競業の禁止）

以上に違反する行為を行ったときは、訓告又は1年以内の会員として有する権利の全部若しくは一部の停止。

5. その他の会則規則等の違反

その他の会則規則等に違反する行為に該当し、処分相当と認められる場合は、訓告又は1年以内の会員として有する権利の全部若しくは一部の停止。

税理士事務所 F A Q

令和 5 年 3 月

 日本税理士会連合会
業 務 対 策 部

はじめに

経済社会の ICT 化が進展する中で、税理士の業務環境の電子化など、税理士を取り巻く状況が刻々と変化しており、税理士は、この動きに的確に対応し、デジタル社会の形成に協力していくことが求められています。このような状況を受けて、令和 4 年税理士法改正では、税理士法（以下「法」という。）第 2 条の 3 が新設され、税理士に対し、ICT 化を通じた納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるべきことが規定されました。

同時に、社会の ICT 化は様々な就労形態を創出しています。時間や場所を固定しない柔軟な働き方が可能となり、税理士事務所においても、本拠たる税理士事務所から離れた場所において ICT 技術を活用した業務執行が可能となりました。

また、働き方の多様化は、使用人の就労形態や雇用の確保の問題に止まらず、税理士が自らの業務を執行する場合にも、地震や豪雨、感染症の拡大などの深刻な災害等により税理士事務所での業務に支障を来した場合の具体的な対応策について可能性を広げるものと考えられます。

業務対策部では、令和 4 年に改正された税理士法基本通達（以下「通達」という。）の内容に準拠した、税理士の業務とテレワークについて検討を進め、このほど、「税理士事務所 FAQ」を取りまとめましたので、参考としてください。

なお、いずれの場合であっても、法第 38 条（秘密を守る義務）及び法第 54 条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）の遵守を徹底ください。

関係法令等

法第 40 条（事務所の設置）

税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第 4 項において同じ。）を除く。次項及び第 3 項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

- 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
- 3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
- 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

通達

新通達	旧通達
（事務所） 40－1 法第 40 条第 1 項に規定する「<u>税理士業務を行うための事務所</u>」とは、<u>税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等</u>に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとする。 <u>この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。</u>	（事務所） 40－1 法第 40 条に規定する「事務所」とは、<u>継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。</u>
（<u>二ヶ所事務所の禁止</u>） 40－2 法第 40 条第 3 項の「<u>税理士事務所を二以上設けて</u>」いる場合とは、例えば、<u>自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40－1 の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても 40－1 の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に 40－1 の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、法第</u>	（無し）

新通達	旧通達
40 条第 1 項に規定する「<u>税理士業務を行うための事務所</u>」と判定される状態でない場合には、<u>税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。</u>	
(税理士である公認会計士の公認会計士事務所) 40－3 税理士である公認会計士が、税理士事務所のほかに公認会計士としての事務所を有する場合、その事務所が、外部に対する表示に係る客観的事実によって、<u>税理士事務所であると認められるときは、法第 40 条第 3 項の規定に抵触するものとして取り扱うこととする。</u>	(税理士である公認会計士の公認会計士事務所) 40－2 税理士である公認会計士が、税理士事務所の外に公認会計士としての事務所をもつ場合、その事務所が、外部に対する表示、<u>広報その他の客観的事実によって、継続的に税理士業務を行い、又は行うための事務所であると認められるときは、法第 40 条第 3 項の規定に抵触するものとして取り扱うこととする。</u>
<u>(使用人等に対する監督義務)</u> 41 の 2－1 税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。<u>したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。</u> なお、<u>情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。</u> (1)<u>使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法</u> (2)<u>使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法</u>	(無し)

目次

I	新しい事務所の考え方について.....	5
1	事務所設置義務規定関係.....	5
2	二ヶ所事務所禁止規定関係.....	7
3	税理士である公認会計士の公認会計士事務所関係.....	9
II	税理士の業務とテレワーク F A Q	10
1	開業税理士.....	10
2	社員税理士.....	10
3	使用人等.....	10
4	所属税理士が行う直接受任業務.....	12
5	所属税理士が行う補助者としての業務.....	12

I 新しい事務所の考え方について

1 事務所設置義務規定関係

Q I-1-1

通達 40-1 の改正の趣旨はどのようなものでしょうか。

A I-1-1

税理士が行う税理士業務は、①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談とされており、税理士法においては特定の場所で特定の業務に従事することを求めているものではありません。

税理士事務所を設置する法的趣旨は、「税理士と顧客、税理士会及び国税当局との法律関係を明確化する等のため」であり、働き方を制限するものではありませんでしたが、改正前の通達が事務所の面から働き方の多様化を阻害しているのではないかとの疑義があったため、改正が行われました。

Q I-1-2

通達 40-1 の改正により、法第 40 条第 1 項（事務所設置義務規定）の趣旨に変化はありますか。

A I-1-2

事務所設置義務規定の趣旨は、税理士業務の社会公共性の高さから、非税理士による行為を排除し、国民の誰もがいつでも税理士のサポートを受けられるようその利便に資

する必要があるという点にあり、これらの趣旨に変化はありません。

今回の改正では、現実には業務を執行する場所ではなく、その業務の責任を負うべき者の所在地を明確にすることが重視されています。

具体的には、税理士業務契約を締結するときなどにおける本人特定の必要性から、税理士と委嘱者との間の法律関係の明確化を重視し、さらに税理士会からの指導・連絡・監督や、行政官公署からの調査通知等の事務を円滑に行う上で連絡先所在地を特定させる必要性から、税理士会及び行政官庁との間の法律関係の明確化を重視し、事務所の設置義務の主たる目的と位置付けられています。

なお、連絡先を確保する観点からは、電話番号や IP アドレス等をもって事務所の登録事項とする考え方もあり得ますが、今回の税理士法改正の時点において、個人を特定する手段として最も活用頻度の高い「所在地」の登録をもって事務所の判定基準とすることとされています。

Q I-1-3

外部に対する表示の例として「看板等物理的な表示」などが示されていますが、より具体的にはどのようなものになるでしょうか。

A I-1-3

税理士事務所の判定基準となる「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示、HP や SNS などのウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などがあります。なお、ここにいる「外部」とは、税理士業務の委嘱者、税理士会や行政官庁などに限定されない、広く一般の者を含む概念です。

よって、看板のほか、名刺や封筒に所在地などの連絡先を記載することや、表札・郵便受け等に「税理士事務所」や「税理士法人」と表記することが含まれます。

Q I-1-4

登録する事務所の所在地を選定する上での留意点はありますか。

A I-1-4

税理士事務所に求められる具体的内容は「外部に対する表示」のみとされましたので、どのような場所を選定し登録しても、外部に対する表示がなされていれば登録不可にはならないものと考えられますが、税理士等が自ら管理できない場所は、「税理士業務の本拠」となり得ないため、税理士事務所と認めることはできないと考えられます。

具体的には、行政官公署等の所在地、他人が経営する喫茶店等や、住所借り事務所等で日本郵便等の転送サービス等の利用を前提とした場所を事務所として選定することは、税理士事務所が税理士自らの管理下とされるべき観点から適当ではないと考えられます。

また、税理士等が自ら管理できない場所には、例えばメタバース上に設置された事務所などのいわゆるバーチャル事務所が含まれます。更に、税理士事務所は自己所有または賃貸借契約など自らの管理下とする場所であることが求められますが、これは、親族等が所有又は賃貸借しているものを使用貸借等する場合を含みます。一方で、オフィス

環境を他者と共有する形式で事務所スペースを独占的排他的に使用することができない、いわゆるコワーキング（co-working）スペース等の利用権契約に基づき使用されている場合には、本拠とすることが不適当ということになります。

Q I-1-5

「設備の状況」が事務所の判定要素から削除されたのはなぜでしょうか。

A I-1-5

改正前の通達における事務所の判定要素の1つとして「設備の状況」がありました。税理士業務を執行する上で電話、応接セットやPCプリンターなどの備品類は必要なものではありませんが、ICT化社会においては事務所に固定設備として設置されていなくても税理士業務を執行することは可能となっています。

税理士等が執行する税理士業務は本拠以外の場所で行われても税理士法上の問題はないにもかかわらず、「設備の状況」が事務所の判定要素であり続けると、税理士等又は使用人等がこれらの設備がある場所でサテライトワークすることを事務所の面から規制することとなります。このため、「設備の状況」を事務所の判定要素から外すこととしました。

Q I-1-6

「使用人の有無」が事務所の判定要素から削除されたのはなぜでしょうか。

A I-1-6

改正前の通達における事務所の判定要素の1つとして「使用人の有無」がありました。これまでは、在宅勤務やサテライトワークが一般的ではなく、使用人等は税理士事務所という物理的な場所で税理士業務を継続的に行うということが専らでした。

しかしながら、例えば、メールやWEB会議システム、クラウドといったICTの発展により、本拠以外の場所でも税理士業務を継続的に行うことが可能となりました。

使用人等がいればそこが税理士事務所と判定されることとなると、法第40条第3項（二ヶ所事務所の禁止規定）に抵触することとなり、使用人等がサテライトワークすることなど多様な働き方を事務所の面から規制することとなるため、「使用人の有無」を事務所の判定要素から外すこととしました。

ここで問題となるのは、使用人等が非行行為を行わないよう、これまでは事務所の面から規制していた役割が弱くなるということです。これについては、法第41条の2（使用人等に対する監督義務）で規制すべきものであり、対面で使用人等を監督できない場合の監督義務が果たされているかどうかについての解釈が通達41の2-1で示されており、この問題への対応が図られています。

2 二ヶ所事務所禁止規定関係

Q I-2-1

新しい通達によって二ヶ所事務所禁止規定の趣旨目的に変化はありますか。

A I-2-1

これまで二ヶ所事務所禁止規定の趣旨は、①法律関係を明確にする上で便宜であること、②個人の監督能力を超えて業務の範囲を拡大することを事務所の面から規制することの2つとされてきましたが、新通達40-1による事務所概念では、法律関係の明確化が主たる規定趣旨になりますので、趣旨目的に一定の変化があると考えられます。

使用人等による非税理士行為等抑止の問題については、法第41条の2の使用人等監督義務規定の枠で対応されることになり、事務所内部管理のあり方が強く問われることとなります。

この点についての詳細は、「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」を参考にしてください。

Q I-2-2

本拠以外の場所における外部に対する表示について問題にならない場合や、特に注意を要する点がありますか。

A I-2-2

本拠以外の場所に外部に対する表示をしている状態で、税理士業務を行っている場合などは、原則として二ヶ所事務所禁止規定に抵触することになります（通達40-2）。

税理士が設置しなければならない事務所は税理士事務所と称する（法40②）とともに、法人については税理士法人という文字を使用しなければなりません（法48の3）ので、本拠以外の場所において、税理士や税理士法人という文字が使用された表示は税理士事務所であるとの誤認を与える可能性が高いことから、外部に対する表示に該当することになります。

よって、自宅等の表札や郵便受けへの「税理士〇〇〇〇（氏名）」等の表示は、その表札等が常識的な大きさのものであっても、外部に対する表示に該当することになります。

ただし、郵便物等が安全に配達される必要性から、表札等への必要最低限の表示は認められ、個人税理士の場合は「氏名又は名字」、「〇〇〇〇（氏名）事務所」という表札や郵便受けの表示は外部に対する表示に該当しないものとして取り扱われます。税理士法人の場合は、例えば「税理士法人〇〇△△」という名称の場合、「〇〇△△」や「〇〇△△事務所」という表記に限られることになります。

なお、本拠における外部に対する表示については、税理士法人の場合は名称制限があり、個人の場合でも、「〇〇税理士事務所」と表記すべきと考えられますが、現状の税理士事務所の外部に対する表示、すなわち、看板や名刺、ウェブサイトでの表示を見ると「〇〇税務会計事務所」などといった屋号を使用している場合が多くあります。このような現状から、外部に対する表示に「税理士事務所」の6文字がなくても税理士事務所と認識されている状況にあるのが現実であり、外部からの誤認を避けるためには、「〇〇税務会計事務所」などといった屋号表示であっても本拠以外の場所で使用することは避けるべきであると考えます。

Q I-2-3

税理士業務を別の税理士等が包括的に引き継ぐような場合、承継する税理士等が元の

税理士等の本拠であった場所を使用することは可能でしょうか。

A I-2-3

承継後の税理士等が元の税理士等の本拠であった場所を使用することは、そこに外部に対する表示がないことを前提に可能と考えます。

承継後の税理士等と委嘱者との間の新契約書においては、承継後の税理士等の事務所所在地を記載する必要があり、承継前の税理士等の事務所所在地が本拠ではなくなることを委嘱者に説明し、「そこは税理士事務所ではない」ことを認識させ、承継後の税理士の事務所を名刺等で示す必要があります。

併せて、その場所には承継前の税理士等の外部に対する表示が存在している可能性がありますので、それを撤去し、HPなども削除しなければなりません。

また、本拠以外の場所への委嘱者の訪問は前提とはしませんが、委嘱者と使用人等が本拠以外の場所で接見し、資料の受渡し等を行うケースもあり得ます。このようなケースは使用人等の非税理士行為又は非税理士行為への加担の問題が生じやすいものと考えられますので、使用人等に監督義務、内部規律等の徹底が求められることになり、承継後、本拠ではなくなった場所において税務相談等の税理士業務が行われる機会が多いのであれば、社員税理士の数の要件等がありますが、税理士法人化を検討することも現行制度上問題を少なくする選択であると考えられます。

なお、本拠以外の場所における使用人等監督のあり方の問題は、税理士等が出張や長期の入院等で不在の場合の本拠たる事務所でも同様の問題であると考えべきです。

3 税理士である公認会計士の公認会計士事務所関係

Q I-3-1

使用人等の監督義務が果たされている状況であれば、本拠以外の場所における使用人等の税理士業務の補助業務は可能であると考えられます。本拠以外の場所において公認会計士としての外部に対する表示しかなければ、当該監督義務が果たされていることを前提に、二ヶ所事務所禁止規定に抵触しないと考えることは可能であると考えられますが、いかがでしょうか。

A I-3-1

税理士法では、税理士等の働き方について、特定の場所で特定の業務に従事することは求めているものではありません。したがって、税理士等や使用人等が、どこで税理士の業務を執行しても問題はありません。

一方で、事務所判定の観点からは、本拠以外の公認会計士業務を行う事務所が税理士事務所と誤認される外部に対する表示をし、税理士業務を行っている場合は、二ヶ所事務所禁止規定の違反となります。

Ⅱ 税理士の業務とテレワークFAQ

1 開業税理士

Q Ⅱ－1

開業税理士が、本拠以外の場所で税理士業務を行う場合、税理士法上の問題点・留意事項はありますか？

A Ⅱ－1

法第40条第1項では、税理士業務を行うための事務所を設けることを義務付けているものの、税理士業務について本拠以外の場所で行うことまでは制限されていないと考えられます。したがって、本拠以外の場所であっても税理士は税理士業務を行うことができます。

なお、法第40条第3項では、二ヶ所目の事務所の設置が禁止されていますが、仕事を自宅に持ち帰り税理士業務を執行したり、本拠以外の場所で税務相談に応じる等の行為を行ったとしても、その場所が外部に対する表示に係る客観的事実により税理士事務所と判断される状態でなければ、二ヶ所事務所の問題は生じないものと考えられます。

2 社員税理士

Q Ⅱ－2

税理士法人の社員税理士が、本拠以外の場所で税理士業務を行う場合、税理士法上の問題点・留意事項はありますか？

A Ⅱ－2

税理士法人の社員税理士は、税理士業務を行うための事務所を設置することはできません。したがって、税理士法人の本店又は支店として登記している場所以外の場所に外部に対する表示することは法第40条第4項に抵触するものと考えられます。

ただし、社員税理士が仕事を自宅に持ち帰り税理士業務を執行したり、本拠以外の場所で来客に対し税務相談に応じる等の行為を行ったとしても、外部に対する表示がない場合は二ヶ所事務所の問題は生じないものと考えられます。

<参考：法第40条第4項>

3 使用人等

Q Ⅱ－3

税理士又は税理士法人の使用人等（所属税理士を除く。）が、本拠以外の場所で税理士業務の補助業務を行う場合、税理士法上の問題点や留意事項はありますか？

A Ⅱ－3

使用人等が本拠以外の場所で税理士業務の補助業務を行う場合とは、使用人等の自宅における在宅勤務、使用人が顧問先に訪問して行う場合等のいわゆるモバイル型の業務、それ以外の場所における業務の3つの類型が考えられます。

これらの業務環境は、税理士による使用人等の監督は物理的に行えないため、いわゆ

る非税理士行為の温床になりやすくなりますので、本拠以外の場所での業務の実施に当たっては、非税理士行為を防止する観点からの一定の制御ができていのかどうか極めて重要になるものと考えられます。また、税理士業務の補助業務を行うにあたり、使用人等が顧問先の資料等を税理士事務所から持ち出すことがある場合、使用人等による守秘義務の遵守が求められます。

具体的に重要となるのは、税理士・税理士法人の使用人等に対する監督義務（法第 41 条の 2）の適正な履行であり、当該義務は使用人等の業務執行の場所を問うものではなく、使用人等が本拠以外の場所で業務を行う場合でも税理士事務所における税理士又は税理士法人の監督下にあることが求められます。

したがって、これらの使用人等に対する監督が明確に行われていることを前提（*）に、使用人等が、税理士業務の補助業務を本拠以外の場所で行うことは可能であると考えられます。

なお、税理士又は税理士法人の使用人等（所属税理士を除く）が税理士業務を行うことは、場所や態様を問わず、法第 52 条に抵触します。

*** 税理士又は税理士法人の使用人等に対する監督が明確に行われている状態とは？**

税理士等が使用人等を適切に監督しているか否かの判断については、当該監督義務が置かれた趣旨が、税理士事務所の使用人等の税理士法違反行為の防止の観点からのものであることを考慮すれば、本拠以外の場所での業務に非税理士行為を防止するための一定の制限を加えることで、使用人等に対する税理士の監督が存する状態と捉えることは可能であると考えます。

具体的には、次のようなシステムが組み立てられていることで、使用人等に対する監督義務が果たされていると捉えることは可能であると考えます。

イ 本拠以外の場所で業務を開始する際の確認

- ・ システムログイン、ログアウトの際の確認を税理士又は税理士法人が行うような機能を加えることなど。
- ・ 本拠以外の場所での業務記録（ログ）を保存し、税理士又は税理士法人が確認できるような機能を加えることなど。

ロ 本拠以外の場所で行うことができる業務を制限

- ・ 特に税務書類作成業務の補助業務について、税理士又は税理士法人の確認を経たからでないと申告事務に入れないような機能を加えることなど。
- ・ 本拠以外の場所における使用人等の非税理士行為を防ぐため、税務書類等の印刷、電子送信を自宅においてできない機能を加えることなど。

ハ 新規顧客登録事務の制限

- ・ 新規顧客の登録事務を制限すると、当該事務は税理士事務所でしか行えなくなり、非税理士行為等の防止に相当程度期待できる。

詳しくは、「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」をご覧ください。

<参考：法第 41 条の 2、法第 48 条の 16、法第 52 条>

4 所属税理士が行う直接受任業務

Q II-4

所属税理士が、本拠以外の場所で直接受任業務を行う場合に、税理士法上の問題点・留意事項はありますか？

A II-4

所属税理士は、その勤務する税理士事務所又は所属する税理士法人の所在地を税理士名簿に登録しており、自らの事務所を設置することはできません。したがって、所属税理士が登録している事務所以外の場所において業務を執行する場合、その場所に税理士事務所と誤認されるような外部に対する表示に係る客観的事実があり、所属税理士の税理士事務所と判断される場合には、法第40条第4項に抵触するものと考えられます。

一方、所属税理士が税理士事務所としての外部に対する表示のない場所において、直接受任業務を執行したり、来客に対し税務相談に応じる等の行為を行ったとしても、税理士法上の問題は生じないものと考えられます。

なお、所属税理士が直接受任業務を行う場合には、所属税理士が行う直接受任業務と補助業務において、守秘義務の観点から、その業務を明確に分け、直接受任業務に関する情報が漏洩等しないよう注意する必要があります。

<参考：法第40条第4項、税理士法施行規則第1条の2、同規則第18条>

5 所属税理士が行う補助者としての業務

Q II-5

所属税理士が、本拠以外の場所で補助者として税理士業務の補助業務や補助者としての税理士業務を行う場合に、税理士法上の問題点や留意事項はありますか？

A II-5

所属税理士が勤務する税理士事務所と同一の環境下、すなわち税理士又は税理士法人の監督下にあることが明確になされるのであれば、本拠以外の場所で税理士業務の補助業務や補助者としての税理士業務を行うことは可能であると考えられます。

なお、所属税理士は、税理士又は税理士法人からの承認があれば、直接受任業務を行うことができるとされていますので、所属税理士が行う補助業務と直接受任業務において、守秘義務の観点から、その業務を明確に分け、補助者としての税理士業務については当該税理士又は税理士法人の監督下になるよう注意が必要となります。

<参考：法第38条、法第41条の2、法第48条の16、法第54条>